

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和 8 年 3 月 16 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>株主コミュニティに関する規則</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>3の2 会員等 会員及び特定業務会員(定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。)をいう。</p> <p>4～8 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主コミュニティへの参加・脱退</p> <p>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の関係会社(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」という。)第7条第2項に規定する関係会社をいう。)の役員又は従業員</p> <p>4～7 (現行どおり)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券(当該店頭取扱有価証券の発行者が会社内容説明書を作成している場合にあつては、<u>第 13 条第 1 項第 2 号</u>の規定により運営会員に</p>	<p>株主コミュニティに関する規則</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>3の2 会員等 会員及び特定業務会員(定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。)</p> <p>4～8 (省 略)</p> <p>第 3 章 株主コミュニティへの参加・脱退</p> <p>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第 9 条 (省 略)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の被支配会社等(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」という。)第6条第3項に規定する被支配会社等をいう。)又は関係会社(定義府令第7条第2項に規定する関係会社をいう。)の役員又は従業員</p> <p>4～7 (省 略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券(当該店頭取扱有価証券の発行者が会社内容説明書を作成している場合にあつては、<u>第 13 条第 2 号</u>の規定により運営会員に提供し</p>

新	旧
<p>提供した直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る。)に該当する場合は、運営会員は当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる。この場合において、運営会員は、当該発行者と協議のうえ、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに当該勧誘を行うものとする。</p>	<p>た直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る。)に該当する場合は、運営会員は当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる。この場合において、運営会員は、当該発行者と協議のうえ、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに当該勧誘を行うものとする。</p>
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>4 (省 略)</p>
<p>第 4 章 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供</p>	<p>第 4 章 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供</p>
<p>(情報の取得)</p>	<p>(情報の取得)</p>
<p>第 13 条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。</p>	<p>第 13 条 (同 左)</p>
<p>1・2 (現行どおり)</p>	<p>1・2 (省 略)</p>
<p>3 運営会員は、前2号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p>	<p>3 (同 左)</p>
<p>イ 会社法に基づく計算書類 定時株主総会の承認を受けたときから遅滞なく</p>	
<p>ロ 公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下この号において同じ。)でない株式会社にあつては、公開会社が同法に基づき作成しなければならない計算書類の記載事項に準拠して記載された情報 イに掲げる情報の取得の時</p>	
<p>ハ 会社法に基づく事業報告 定時株主総会に報告されたときから遅滞なく</p>	
<p>ニ 公開会社でない株式会社にあつては、公開会社が会社法に基づき作成しなければならない事業報告の記載事項に準拠して記載された情報 ハに掲げる情報の取得の時</p>	

新	旧
<p>ホ 企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式に定める有価証券報告書の「企業情報」の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠して記載された情報 ハに掲げる情報の取得の時</p> <p>ヘ 募集の取扱いを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集に係る情報 当該募集に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく</p> <p>ト 売出しの取扱い又は売出しを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出しに係る情報 当該売出しの取扱い又は売出しを開始するときまで</p> <p>チ イからトまでに掲げるもののほか、運営会員が必要と認める情報 当該情報の発生後遅滞なく</p> <p>2. 運営会員は、前項第3号の規定にかかわらず、一般投資家（金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。）以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティにあっては、同号ロ、ニ、ホに掲げる情報の取得を要しない。</p> <p>（参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供）</p> <p>第14条 運営会員は、前条第1項各号に規定する情報を取得した場合は、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。</p> <p>第5章 投資勧誘</p> <p>（店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前の情報の提供）</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>（参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供）</p> <p>第14条 運営会員は、前条各号に規定する情報を取得した場合は、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。</p> <p>第5章 投資勧誘</p> <p>（店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前の情報の提供）</p>

新	旧
<p>第 15 条 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資家を除く。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくとも、次の各号に掲げる事項を含めて情報を提供の上、同条に定めるところにより提供し、これらについて十分に説明しなければならない。</p> <p>1～15 （ 現行どおり ）</p> <p><u>16</u> 特定業務会員にあっては、<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 4 第 7 項及び第 8 項の規定により店頭有価証券の預託を受けることができない旨</u></p> <p><u>17・18</u> （ 現行どおり ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p>	<p>第 15 条 （ 同 左 ）</p> <p>1～15 （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p> <p><u>16・17</u> （ 省 略 ）</p> <p>2 （ 省 略 ）</p>
<p>第 6 章 店頭取引</p> <p>（運営会員としての届出及び指定）</p> <p>第 26 条 運営会員となろうとする<u>会員等</u>は、株主コミュニティを組成しようとする日の 15 営業日前までに、本協会に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の<u>会員等</u>は、同項の届出を行うに際しては、所定の様式による運営会員指定届出書、前条第 2 項の規定により作成する取扱要領、所定の様式による運営会員に係る宣誓書その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。</p> <p>3 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認める場合は、第 1 項の届出を行った<u>会員等</u>を運営会員として指定する。ただし、当該<u>会員等</u>が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、これを指定しないことができる。</p> <p>4 （ 現行どおり ）</p> <p>（運営会員としての指定の取消し）</p> <p>第 27 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2～4 （ 現行どおり ）</p>	<p>第 6 章 店頭取引</p> <p>（運営会員としての届出及び指定）</p> <p>第 26 条 運営会員となろうとする<u>会員</u>は、株主コミュニティを組成しようとする日の 15 営業日前までに、本協会に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の<u>会員</u>は、同項の届出を行うに際しては、所定の様式による運営会員指定届出書、前条第 2 項の規定により作成する取扱要領、所定の様式による運営会員に係る宣誓書その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。</p> <p>3 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認める場合は、第 1 項の届出を行った<u>会員</u>を運営会員として指定する。ただし、当該<u>会員</u>が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、これを指定しないことができる。</p> <p>4 （ 省 略 ）</p> <p>（運営会員としての指定の取消し）</p> <p>第 27 条 （ 省 略 ）</p> <p>2～4 （ 省 略 ）</p>

新	旧
<p>5 <u>会員</u>等は、第3項の規定により運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 雑 則</p> <p>(本協会への報告)</p> <p>第 29 条 運営会員は、自社が取り扱っている株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等の状況について、毎週月曜日（募集等の取扱い等については、当該募集等の取扱い等の期間が終了した日の属する週の翌週の月曜日）（当該月曜日が休業日の場合は、翌営業日）に、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項により報告された内容について<u>本協会が別に定める様式により</u>公表する。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 上場廃止銘柄の特例</p> <p>(取次ぎ等会員に係る情報の提供等)</p> <p>第 33 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2 運営会員は、第9条第4項第1号、第12条第1項各号、同条第2項各号、同条第3項第3号イからハまで、<u>第13条第1項</u>及び第16条の2第3項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。</p> <p>3～5 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和8年3月16日から施行する。</p>	<p>5 <u>会員</u>は、第3項の規定により運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 雑 則</p> <p>(本協会への報告)</p> <p>第 29 条 （ 同 左 ）</p> <p>2 本協会は、前項により報告された内容について公表する。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 上場廃止銘柄の特例</p> <p>(取次ぎ等会員に係る情報の提供等)</p> <p>第 33 条 （ 省 略 ）</p> <p>2 運営会員は、第9条第4項第1号、第12条第1項各号、同条第2項各号、同条第3項第3号イからハまで、<u>第13条</u>及び第16条の2第3項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。</p> <p>3～5 （ 省 略 ）</p>